

岩手県企業局管理規程第8号

企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年12月14日

岩手県企業局長 石田知子

企業局組織規程の一部を改正する規程

企業局組織規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(事業所の組織及び分掌事務)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 施設総合管理所及び県南施設管理所（以下「事業所」という。）の名称、位置及び所管施設は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管施設</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>県南施設管理所</td><td>[略]</td><td>[略] 相去太陽光発電所 <u>第一北上中部工業用水道</u> <u>第二北上中部工業用水道</u></td></tr></tbody></table>	名称	位置	所管施設	[略]			県南施設管理所	[略]	[略] 相去太陽光発電所 <u>第一北上中部工業用水道</u> <u>第二北上中部工業用水道</u>	<p>(事業所の組織及び分掌事務)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 施設総合管理所及び県南施設管理所（以下「事業所」という。）の名称、位置及び所管施設は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管施設</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>県南施設管理所</td><td>[略]</td><td>[略] 相去太陽光発電所 <u>北上中部工業用水道</u></td></tr></tbody></table>	名称	位置	所管施設	[略]			県南施設管理所	[略]	[略] 相去太陽光発電所 <u>北上中部工業用水道</u>
名称	位置	所管施設																	
[略]																			
県南施設管理所	[略]	[略] 相去太陽光発電所 <u>第一北上中部工業用水道</u> <u>第二北上中部工業用水道</u>																	
名称	位置	所管施設																	
[略]																			
県南施設管理所	[略]	[略] 相去太陽光発電所 <u>北上中部工業用水道</u>																	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																			

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。